

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年(2021年)3月19日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

上谷元忠

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
令和3年2月24日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象
令和3年2月24日付け大狭法第49号 定期監査の結果に基づく措置状況
都市整備部 都市計画グループ
都市整備部 公園緑地グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別添(写)のとおり



大 狭 法 第 4 9 号
令和3年(2021年)2月24日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
上 谷 元 忠 様

大阪狭山市長 古 川 照 人



定期監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

令和3年1月27日付け大狭監第2056号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【都市計画グループ】

都市計画図等の売払い事務において、都市計画図等の現物と受払簿における在庫数の不一致があったため、受払記録の整理及び在庫数の管理等、今後は適正な事務処理を行います。

【公園緑地グループ】

契約事務全般については、決裁内において印紙貼付の有無、印紙貼付の場合は印紙の金額を複数名で再確認することにより、今後は適正な事務処理を行います。